

令和2年3月13日

各位

一般財団法人北海道建築指導センター

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う完了検査等の扱いについて

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、トイレ、システムキッチン、ユニットバス、ドア等の建材・設備の部品の供給が滞っています。そのため当センターでは、国交省並びに住宅金融支援機構の方針に従い、これらの設備等が未設置の状態で行う場合の取り扱いを下記のとおりとします。

記

【建築基準法による完了検査】

1. トイレ、システムキッチン、ユニットバス、ドア等が未設置でも可とします。この場合は、完了検査申請書の第三面【11.備考】欄に「トイレ、システムキッチンは後日取付」と記載してください。なお、設置後の写真提出は不要です。
2. トイレ等の設置を取り止める場合は、完了検査申請書の第三面【10.確認以降の軽微な変更の概要】欄にその旨を記載し、変更後の設計図書に設計者印を押印のうえ、添付してください。記載内容を確認し検査を実施させていただいた後、変更後の計画に対して検査済証を交付させていただきます。
3. 軽微な変更該当しない場合は、原則として計画変更確認が必要となりますので、あらかじめ時間に余裕をもってお手続きをお願いします。

(例) 室内建具の設置の取り止めにより、換気対象エリアが拡大し換気設備の能力が不足する場合は軽微な変更該当せず、計画変更となります。

【フラット35】

1. 竣工現場検査・適合証明の受付時に必要な追加提出書類
  - ① トイレ等の未設置状態における適合証明書交付に関する申出書
  - ② 契約書の写し：融資利用者氏名と契約書の契約者氏名が一致していること
2. 適合証明書の交付条件
  - ① 検査済証が交付されていること
  - ② トイレ等の設置以外の全ての技術基準に適合していること

各都道府県 建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

### 完了検査の円滑な実施について

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、トイレ、システムキッチン、ユニットバス、ドア等の建材・設備の部品の供給が滞っていることから、日本国内の建築工事において、これらの設備等の納品が遅れ、工期が延びる事態が想定されます。この場合、これらの設備等が未設置の状態ですべての工事を完了させ、完了検査の申請がなされることが予想されます。

このような案件については、個別の申請者からの相談に応じて、下記の事項に留意の上、軽微な変更該当する場合には、完了検査を速やかに実施するとともに、軽微な変更該当しない場合には、計画変更の手続き及び完了検査を速やかに実施していただきますようお願いいたします。

貴職におかれましては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添えます。

### 記

1. 軽微な変更該当する場合は、完了検査申請書の第三面【10. 確認以降の軽微な変更の概要】欄に、変更内容が記載されていることを確認の上、完了検査を速やかに実施してください。
2. 軽微な変更該当しない場合は、原則として計画変更となるため、申請者に対しては時間的余裕をもって対応するよう周知してください。

3. 住宅の建築工事の場合、確認済証の交付を受けた内容から一部の設備等がないことをもって、「住宅」として工事が完了していないといった扱いをすることのないよう、柔軟に対応してください。

以上

**【問合せ先】**

国土交通省住宅局建築指導課 高木、矢吹

TEL : 03-5253-8513